

8 災害対策活動体制の充実・強化について

1 三重県広域受援計画（仮称）の策定

（1）目的

南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想される本県としては、発災後、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国や他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることが重要です。

また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、多くの自治体等からの応援職員による広域応援時の受援体制や、国のプッシュ型支援による物資の円滑な受け入れと被災者への供給に係る課題が明らかになりました。

このため、国や他県等からの人的・物的支援を円滑に受け入れ、支援につなげるための「三重県広域受援計画（仮称）」を策定します。

（2）計画のポイント

南海トラフ地震を想定し、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（国具体計画）」に基づき実施されるプッシュ型支援の内容に対応した発災後 1 週間程度を想定した計画とします。また、この計画を基に、南海トラフ地震以外の大規模地震にも対応します。

ア 緊急輸送ルートに係る計画

あらかじめ通行を確保すべき救助・救急活動や物資輸送等緊急輸送活動に必要なルートを定めるとともに、道路啓開等に係る対応内容を定めます。

（主な内容）

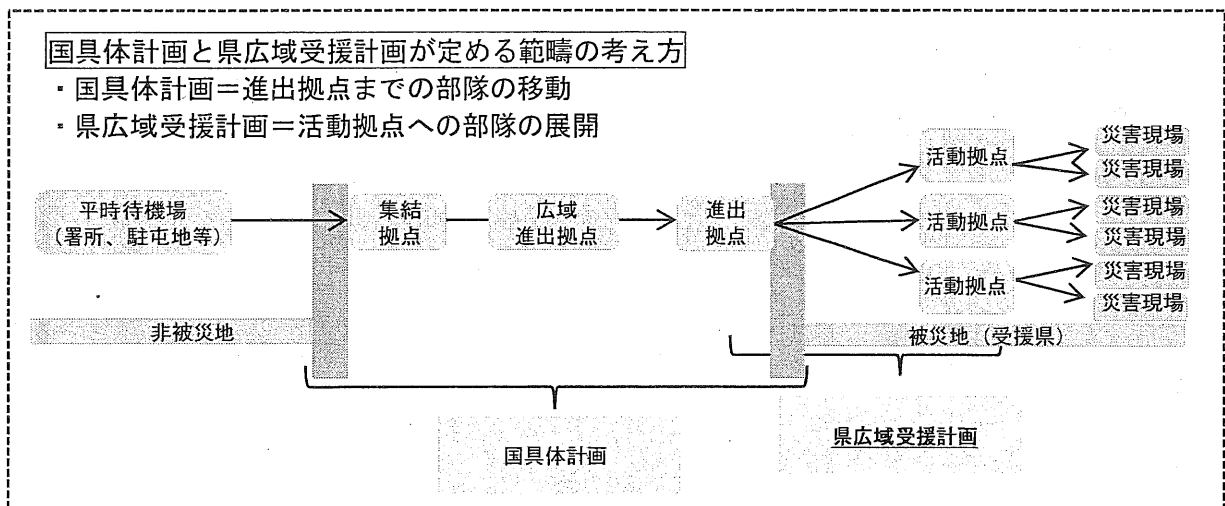
- ① 県災害対策本部における受援体制
- ② 国、建設企業等関係機関への協力要請
- ③ ルートの被害情報の把握・共有
- ④ 道路啓開の方針及び進捗状況の把握
- ⑤ 救助機関や応援職員等へのルートに係る情報提供 等

イ 救助・救急、消火活動等に係る計画

県外から派遣される警察、消防、自衛隊など救助機関の活動拠点を明記するとともに、拠点の開設と応援の受け入れを迅速かつ円滑に行うための対応内容を定めます。

（主な内容）

- ① 県災害対策本部における受援体制
- ② 救助機関への派遣要請
- ③ 活動拠点の被害情報の把握・共有
- ④ 活動拠点の調整・決定
- ⑤ 活動拠点の開設
- ⑥ 救助機関間の活動調整
- ⑦ 救助機関の活動状況の把握・共有 等



ウ 医療活動に係る計画

DMAT（災害派遣医療チーム）などの医療チームの活動拠点〔災害拠点病院、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）〕を明記するとともに、医療体制の確保と医療搬送活動の支援を行うための対応内容を定めます。

（主な内容）

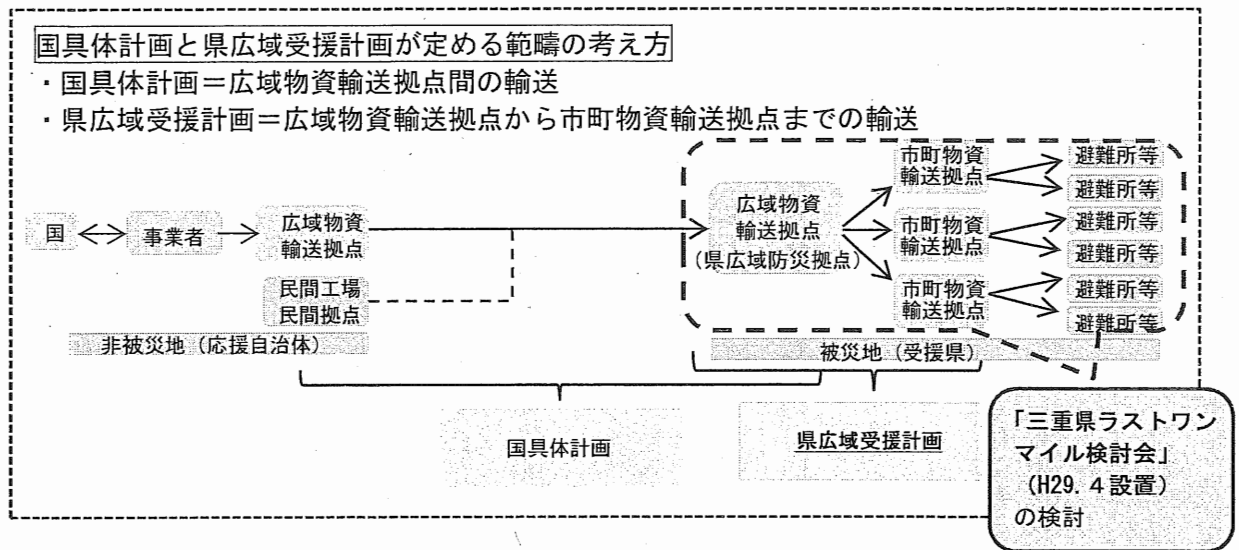
- ① 県災害対策本部における受援体制
- ② DMAT等への派遣要請
- ③ 活動拠点の被害情報の把握・共有
- ④ 活動拠点の調整・決定
- ⑤ 活動拠点の開設
- ⑥ DMAT等の活動状況の把握・共有 等

エ 物資調達に係る計画

国のプッシュ型支援による物資を受け入れる県及び市町の物資拠点を明記するとともに、物資の円滑な受け入れと市町への配分を行うための対応内容を定めます。

（主な内容）

- ① 県災害対策本部における受援体制
- ② 県及び市町物資輸送拠点の被害情報の把握・共有
- ③ 県及び市町物資輸送拠点の調整・決定
- ④ 県及び市町物資輸送拠点の開設
- ⑤ 物資輸送手段（トラック等）の確保
- ⑥ 国のプッシュ型支援物資の各市町への配分計画 等



《三重県ラストワンマイル検討会》

市町物資拠点から避難所までの物資輸送（ラストワンマイル問題）を円滑に実施するため、本年4月、全市町を構成メンバーとする「三重県ラストワンマイル検討会」を設置しました。

物流事業者のほか関係機関、有識者等の協力を得ながら検討を進め、「三重県広域受援計画（仮称）」に反映します。

○ 取組内容

- | | |
|----------|---------------------|
| 平成 29 年度 | 市町物資拠点の選定と物資の配分計画 |
| 平成 30 年度 | 市町物資拠点の運用と避難所への物資輸送 |

オ 燃料調達に係る計画

業務継続が必要な重要施設や緊急車両への燃料供給について、国や関係機関と連携して燃料の輸送・供給体制の確保を行うための対応内容を定めます。

（主な内容）

- ① 県災害対策本部における受援体制
- ② 重要施設に対する燃料供給
- ③ 緊急車両に対する燃料供給 等

（3）平成 29 年度の取組

平成 29 年度は、活動拠点、物資拠点、各活動に必要なルートを決めるとともに、救助・救急等活動、医療活動、物資及び燃料調達毎に、県災害対策本部の受援活動を整理し、各市町と情報共有しながら計画を策定します。

2 広域防災拠点施設（北勢拠点）の整備

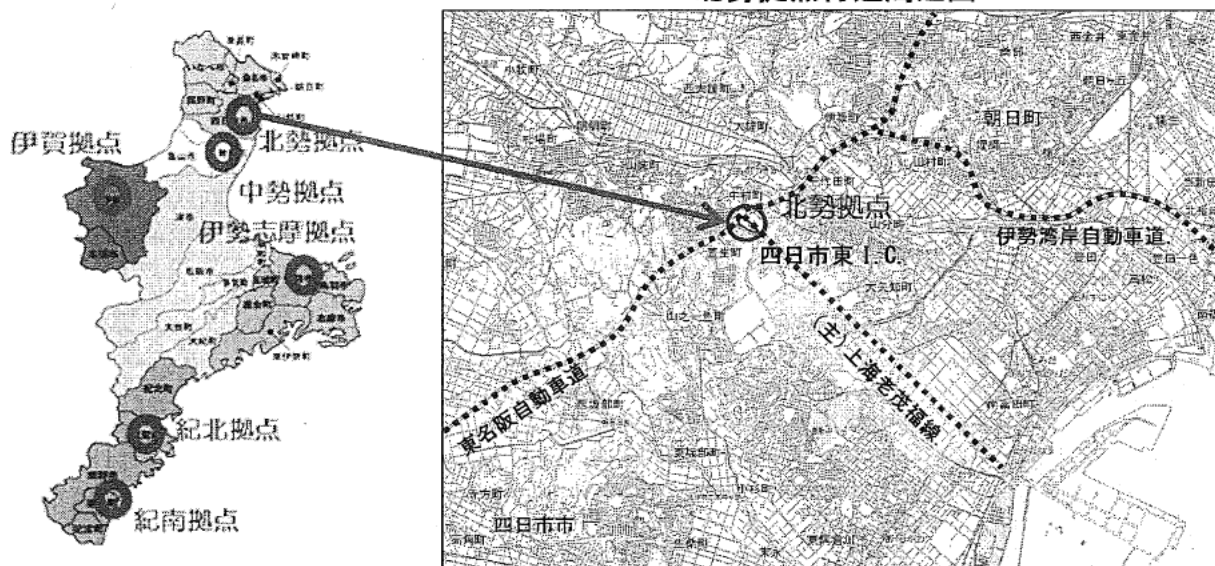
大規模で広域的な災害が発生した場合に、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、広域的な活動拠点を平常時から確保しておく必要があります。

本県では県内に、順次、広域防災拠点の整備を進めており、平成26年度から北勢広域防災拠点を整備しているところです。

また、四日市市の新消防分署を北勢広域防災拠点内に併設する予定であり、新消防分署の屋上にはヘリポートを設置するため、双方で連携して整備を進めています。

- (1) 場所 四日市市中村町地内（東名阪道四日市東インターチェンジ周辺）
- (2) 面積 23,548㎡
- (3) 整備内容 ①備蓄倉庫、②荷捌き場・一時保管場・トラックヤード、
③無線設備、④発電設備、⑤資機材整備
- (4) 事業期間 平成26年度～平成29年度
- (5) 事業費 全体：1,314,985千円 平成29年度事業：108,000千円

北勢拠点付近周辺図



3 防災訓練の実施

(1) 概要

東日本大震災および紀伊半島大水害の教訓をふまえ、即応型のより実践的な訓練を実施することにより、県民の防災活動に関する意識の高揚を図るとともに、市町や防災関係機関と連携して、災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対応が実施できる体制を整備します。

(2) 平成29年度防災訓練の基本的な考え方

近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、県・市町・防災関係機関等が連携した実践的な実働訓練および県災害対策本部・地方部が主催する図上訓練等を通じて、実践的な災害対応力の積み重ねを図ります。

また、これら訓練を行うことにより、災害対策本部活動、地域防災計画などの検証と改善を行います。

(3) 主な訓練内容

ア 三重県・伊賀市・尾鷲市・紀北町総合防災訓練（実働訓練）

地域の災害特性、住民参加、関係機関との連携強化の視点をふまえつつ、実際の災害対応において活動する場所、実働可能な人員、施設、資機材、各種協定等を活用する実践的な機能別訓練を、県と伊賀市、尾鷲市、紀北町が共同で実施します。また、県民の防災意識向上に寄与するため、世界津波の日（津波防災の日）である11月5日に開催します。

日 時：11月5日（日）

場 所：伊賀市、尾鷲市、紀北町

イ 図上訓練

これまでの検証で明らかになった課題に対し、対応能力の着実な向上を図るとともに、関係機関との連携強化を推進しつつ、組織的な活動能力の向上を図ります。

今年度は、救助・医療・道路の機能別訓練および総合図上訓練（9月1日）を行います。

また、各地方部においても地域の災害特性に応じた対応力向上をめざし、図上訓練等に取り組んでいきます。

ウ 他府県等と連携した訓練

近隣府県との災害応援協定等に基づき、災害時の連携強化を図るため実施します。

- ・ 自衛隊防災訓練（南海レスキュー29） 6月20日（火）～25日（日）
- ・ 中部ブロック協議会 広域連携防災訓練（実働訓練） 9月3日（日）
- ・ 近畿府県合同防災訓練（大阪府） 11月5日（日）
（近畿ブロック緊急消防援助隊合同訓練）
- ・ 中部9県1市広域災害時等応援協議会 情報伝達訓練 時期未定
- ・ 関西広域応援訓練（図上訓練） 時期未定

4 防災ヘリコプターの更新

平成 29 年 9 月 1 日から新防災ヘリコプター「みえ」を就航し、防災ヘリコプターによる捜索・救助活動の機能を強化します。

新防災ヘリコプターは旧防災ヘリに比べて、巡航速度は 1.35 倍の 306 km/h 最大出力は約 1.87 倍の 3,358hp であり、活動場所への迅速な移動とより多くの機材を搬送することができます。また、機外カメラにより撮影した動画等を即座に地上へ電送する『ヘリコプターテレビ電送装置』や、全国の消防防災ヘリコプターの活動位置をリアルタイムに把握し、応援ヘリコプター等に対して災害の発生エリアや詳細情報を共有できる『動態管理システム』、林野火災や遭難者の捜索等に活用する『赤外線カメラ』等を装着しており、迅速な被害情報の確認・収集や広域防災対策活動、山岳・水難捜索事案等に対応することができます。

(1) 事業費 (H27~H28 事業 2,787,302 千円)

・機体整備関係	1,999,506 千円
機体本体 (H27~28 債務負担)	1,678,320 千円
備品購入費等(支援機材)	321,186 千円
・ヘリコプターテレビ電送設備工事関係	787,796 千円
映像伝送設備工事 (H27~28 債務負担)	749,989 千円
監理業務委託・映像共有設備整備工事等	37,807 千円

(2) 新防災ヘリコプター就航までの訓練スケジュール

4 月	操縦士・整備士等の慣熟飛行訓練を実施 ヘリコプターの防災特例適用を国土交通省へ申請
5 月~6 月	初回耐空検査
7 月~8 月	隊員等の実機活動訓練を実施
9 月 1 日	供用開始 (就航)



9 月 1 日に就航する新防災ヘリ JA119M

9 国民保護の推進について

1 関係法令等の整備について

- 平成 15 年 6 月 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(事態対処法)の制定
- 平成 16 年 6 月 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)の制定
- 平成 17 年 3 月 「国民の保護に関する基本指針」(基本指針)を閣議決定(都道府県国民保護モデル計画の公表)
- 平成 18 年 3 月 「三重県国民保護計画」の作成(県内全市町も作成済)

2 県・市町のこれまでの取組

(1) 県国民保護訓練の実施

緊急対処事態発生時における初動対応の確認、関係機関相互の連携強化等、対処能力の向上を図るため、平成 19 年度から県国民保護計画に基づく訓練を実施しており、今年度も実施内容を検討しています。

- ・ 凶上訓練(県単独)：平成 19、21、22、23、26 年度
- ・ 同 (国共同)：平成 20、27、28 年度
- ・ 実働訓練：平成 24 年度

(2) ^{ジェイ・アラート}J-ALERT*の整備

住民に緊急情報を伝達するための有効な手段である J-ALERT が県内すべての市町に整備されており、全国一斉情報伝達訓練の実施等を通じて、市町の対応力の向上を支援しています。

*J-ALERT (全国瞬時警報システム)

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

(3) 市町避難実施要領のパターンの作成支援

住民の避難措置の際、市町毎の主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示すため、各市町は避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておく必要があります。これまで県から「市町避難実施要領の手引き」を市町に提供するなど、パターン作成に向けた支援を行い、現在、県内すべての市町において避難実施要領のパターンの作成が完了しています。

3 今後の取組

有事への対応をより迅速かつ的確に行うため、引き続き、国民保護に関する訓練を積み重ね、対処能力の更なる研鑽に努めていきます。

10 危機管理の推進について

1 三重県危機管理方針等について

県では、「三重県危機管理方針」、「三重県危機管理計画」及び「三重県危機管理実施要領」を作成し、「知る」、「備える」、「行動する」をキーワードとして、全庁的な危機管理を推進しています。

(1) 三重県危機管理方針

県の危機管理推進の基本的な方針をまとめたもので、全職員が危機管理に取り組む共通認識とするものです。

(2) 三重県危機管理計画

危機管理体制の構築、危機発生時の対応、未然防止対策等の危機管理に係る基本的な取組をまとめたものです。

(3) 三重県危機管理実施要領

危機管理を実施する際の各取組の具体的な内容やサポートツール等をまとめたもので、職員の行動手引書となるものです。

2 危機管理体制について

平成 24 年度から、多岐にわたるリスクに対して、より一層、的確な対応を図るため、危機管理に関して全庁を統括するとともに、危機発生時における各部局横断の強い指揮権限を持つ「危機管理統括監」を設置し、危機管理体制を強化しています。

また、平成 25 年度には、地域における危機管理機能を強化するため、「危機管理地域統括監」を設置しています。

さらに、各部局等に「危機管理責任者」を配置し、「危機管理責任者会議」の設置により部局間の連絡調整を行うなど、全庁的な危機管理を推進する体制を構築しています。

危機発生時には、必要に応じて危機対策本部を設置し、迅速かつ的確に対応します。

3 主な取組

(1) 危機・リスク情報の早期把握と対応

各部局等において、危機・リスク情報（県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態や県の組織運営において県民の信頼を損なう事態の発生につながる恐れがある情報）を認知した場合には、危機管理統括監から知事へ迅速に報告を行うとともに、各部局等に対し、その処理対応について助言、調整等を行っています。

(2) 発生した危機事案の原因分析と再発防止措置の実施

県において危機が発生した場合には、危機発生の原因（人的要因、システム的な要因）や背景にある問題点を分析し、再発防止のために必要な措置を講じています。

(3) リスク情報等の活用

職員向けの庁内ホームページや庁内メールを活用し、危機管理に関する情報等について全庁へ情報共有を行うことにより、危機発生の未然防止を図っています。

(4) 危機管理の取組状況のモニタリング

各部局等における危機管理の取組状況を、防災対策部においてモニタリングし、その取組の改善を支援しています。

(5) 研修・訓練

ア 新任次長級、新任所属長、新任班長等を対象とした職務に応じた危機管理研修の実施

イ 課長等（本庁の課長及び地域機関の室長等）が課室員に対し対話形式による研修を実施

ウ 個別の危機管理マニュアルに基づく危機対応訓練や、危機管理連絡網に基づく情報伝達訓練の実施

4 今後の取組

引き続き、職員の危機管理意識の浸透や危機への対応力の向上に向け、研修・訓練を実施します。

また、各部局の危機管理責任者等と連携を密にし、危機発生時により迅速かつ的確に対応していきます。

別冊 1

平成29年5月

事務事業概要

防災対策部

事 務 事 業 概 要

項 目	概 要
<p>(防災対策総務課) 課長 米田昌司 (059-224-2181) 1 防災気象情報等の収集・伝達</p>	<p>1 防災気象情報の収集・伝達 災害の予防・軽減を図るため、気象情報や地震情報等の防災に関する情報を収集し、関係機関に伝達する。</p> <p>2 防災情報プラットフォームの運営 新しく構築した防災情報プラットフォームの運用を開始し、防災情報システムによる災害情報の収集や災害対応を行うとともに、県民に対し、「防災みえ.jp」ホームページによる気象情報や地図等を活用したわかりやすい防災情報の提供や、メール等配信サービスによる気象情報の提供を行う。</p> <p>3 防災行政無線の管理・運営 気象警報・注意報をはじめとする防災気象情報について、防災通信ネットワーク（防災行政無線（地上系・衛星系）及び有線系）等を活用して、市町等に迅速かつ確実に伝達し、災害防止に努める。 また、防災通信ネットワークにより、防災関係機関相互の通信を確保する。</p> <p>4 防災行政無線の整備 防災通信ネットワークについて、有線系通信設備機器等のサポート終了に伴う再整備等を行う。</p>
<p>(消防・保安課) 課長 山路栄一 (059-224-2108) 2 消防・保安行政の推進</p>	<p>1 消防体制の強化 消防体制の充実強化を図るため、消防の広域化及び連携・協力を進めるとともに、消防救急デジタル無線（共通波）の管理・運用の支援を行う。</p>

項 目	概 要
	<p>2 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の運用 三重県救急搬送・医療連携協議会等の運営を行うとともに、傷病者の症状等に対応できる医療機関への迅速かつ適切な救急搬送のための「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の適切な運用を行う。(健康福祉部地域医療推進課と共管)</p> <p>3 緊急消防援助隊制度の運用 緊急消防援助隊の訓練の支援、応援出動及び受援計画の見直し等、緊急消防援助隊制度の効果的な運用を行う。</p> <p>4 救急救命士等の資質の向上 救急業務の高度化への対応と救命率の向上を図るため、救急救命士の特定行為実施のための講習や指導救命士養成のための講習等を行う。</p> <p>5 消防団の活性化 団員数の減少・高齢化等の課題をかかえる消防団について活性化を図るため、条例定数の確保、地域住民への情報発信、機能別消防団の設置促進等に関する国からの通知等に基づき、入団促進活動や研修等の諸事業を行う。</p> <p>6 消防団と自主防災組織の充実及び連携強化 消防団と自主防災組織相互の関係づくりを促進し、地域における組織の役割分担を踏まえた連携の強化につなげるための講習等を「みえ防災・減災センター」と連携しながら展開し、「地域の組織力」による地域防災力の強化を図る。</p> <p>7 高圧ガスの保安</p> <p>(1) 高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、消費に係る許認可、製造施設等の完成検査及び保安検査等を実施する。 また、高圧ガス保安担当者に対する保安講習やハザード低減対策体験研修等を行い、コンプライアンスを徹底することで、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵の許可、供給施設等の完成検査及び保安検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p>

項目	概要
<p>(防災企画・地域支援課) 課長 上村正典 (059-224-2184)</p> <p>3 防災・減災対策の推進</p>	<p>8 火薬類の保安 火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵等に係る許可、火薬庫等の完成検査及び保安検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p>
	<p>9 猟銃製造販売の適正管理 武器等製造法に基づき、猟銃等の製造、販売等の許可及び立入検査等を実施し、保管、管理の徹底を図る。</p>
	<p>10 電気関係の保安 (1) 電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事業の登録、更新、電気工事業者の事務所の立入検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。 (2) 電気用品安全法に基づき、電気用品販売店に対する立入検査を実施し、不良品の市場流出防止、事故防止を図る。</p>
	<p>11 住宅防火及び火災予防の推進啓発 火災による被害を減らすため、消防本部と連携して住宅用火災警報器等の普及促進を図り、県民及び事業所等の防火意識を高める。</p>
	<p>12 危険物取扱者及び消防設備士講習の実施 危険物取扱者及び消防設備士に対する講習を実施し、危険物施設等における事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p>
	<p>13 石油コンビナート防災対策 石油コンビナート等災害防止法に基づき、三重県石油コンビナート等防災計画を定め、高圧ガス保安法、消防法等の個別法による規制のほか、石油コンビナート等特別防災区域を一体としてとらえた防災体制の確立を促進する。</p>
	<p>発生が危惧されている南海トラフ地震等の大規模地震やこれらの地震による津波、広域にわたり甚大な被害を及ぼす台風や近年増加傾向にある局地的大雨等の風水害に備え、市町や関係機関と連携して総合的かつ計画的な防災・減災対策の推進を図る。</p>

項 目	概 要
	<p>1 三重県地域防災計画の推進 災害対策基本法に基づく県の総合的な防災計画として、国の防災基本計画や制度改正、各部局や防災関係機関からの意見、直近の災害で明らかになった課題等を反映した修正を行い、「自助」「共助」「公助」の取組を推進する。</p> <p>2 三重県新地震・津波対策行動計画の推進 南海トラフ地震や内陸活断層による地震・津波に対し、「三重県新地震・津波対策行動計画」に掲げた地震防災・減災対策を着実に推進し、県のめざす「防災の日常化」の定着を図る。</p> <p>3 三重県新風水害対策行動計画の推進 近年多発する、台風、集中豪雨、局地的大雨、竜巻、雪害等の風水害に対し、「三重県新風水害対策行動計画」に掲げた防災・減災対策を着実に推進し、「防災の日常化」の定着を図る。</p> <p>4 地域の防災・減災対策の推進 県と三重大学が共同して設立した、「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」において、防災に関する人材の育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究等に取り組み、三重県における地域防災力の向上を図る。</p> <p>5 緊急避難体制の整備 大規模災害時における避難体制を整備するため、「津波避難に関する三重県モデル」「避難所運営マニュアル策定指針」の県内地域への水平展開を図る。</p> <p>6 市町の防災・減災対策支援 南海トラフ地震や内陸活断層による地震・津波及び台風等の風水害に備えるため、市町が実施する地域特性に応じた防災・減災対策を地域減災力強化推進補助金等により支援する。</p> <p>7 市町防災力の向上 地域防災力向上の重要な役割を担う市町が効果的な防災対策をより一層推進するため、防災技術指導員・防災啓発専門員を派遣し、図上訓練実施や自主防災組織の活性化等の取組を支援する。</p>

項 目	概 要
<p>(災害対策課)</p> <p>課長 梅川幸彦 (059-224-2189)</p> <p>4 防災体制の整備</p>	<p>1 災害対策本部体制の整備 多様な災害に迅速かつ的確に対応できるよう、訓練等を通じて災害対策本部体制を検証するとともに、災害対応能力の向上をめざす。</p> <p>2 広域受援計画の策定 南海トラフ地震等の大規模災害時に、国や他県、関係機関等の支援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるため、「三重県広域受援計画（仮称）」を策定する。</p> <p>3 広域避難体制の整備 市町域を越えての広域避難について、関係市町と連携した体制の整備を進める。特に、県北部に広がる海拔ゼロメートル地帯では、大規模な広域避難が実施される可能性が高いことから体制を整備していく。</p> <p>4 広域防災拠点施設の整備 平成 24 年度に改訂した「三重県広域防災拠点施設等基本構想」に基づき、残る北勢地域の広域防災拠点施設の整備を進める。</p> <p>5 県職員の防災対応力向上 県災害対策本部の機能が迅速に発揮できるよう、防災研修、情報伝達訓練及び緊急地震速報訓練等の実施により、県職員の防災意識及び対応力の向上を図る。</p> <p>6 防災訓練の実施 東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓を踏まえ、地域住民、県職員及び防災関係機関職員の防災意識の高揚、防災対応力の向上を目的として、地域の特性を考慮した実践的な総合防災訓練、発災後の様々な局面の想定や応急対策活動における各機能に着眼した図上訓練等を実施する。</p> <p>7 防災ヘリコプターの運航管理 県内の消防本部から派遣された消防職員による防災航空隊を組織し、防災ヘリコプター「みえ」を活用して、救急救助活動、消火活動、被害状況の調査、緊急物資の輸送等の消防防災活動を行う。</p>

項 目	概 要
<p>5 国民保護の推進</p> <p>(危機管理課) 課長 竹内康雄 (059-224-2734)</p>	<p>三重県国民保護計画に基づく有事への対応を、より迅速かつ的確に実施するため、国民保護訓練等を実施する。</p>
<p>6 危機管理の推進</p>	<p>全庁的な危機発生時の対応のほか、危機情報の早期把握と対応、リスク情報の収集・共有、研修・訓練の実施、各部局等の危機管理に対する助言、支援、連絡調整を行うなど、全庁的な危機管理の推進に取り組む。</p>

平成 29 年度当初予算主要事業

(単位：千円)

政策名、施策名及び事業の内容	予算額
<p>《政策名：防災・減災》</p> <p>〈施策名：(111) 災害から地域を守る人づくり〉</p> <p>1 「みえ防災・減災センター」事業 【(11101) 防災人材の育成・活用】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 「みえ防災・減災センター」において、防災人材の育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究等に取り組むことで、地域の防災・減災対策の推進を図ります。</p> <p>2 地域防災力連携強化促進事業 【(11101) 防災人材の育成・活用】 (第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費) 「ちから・いのち・きずなプロジェクト」を推進し、消防団と自主防災組織における防災人材の育成を図りながら互いの連携を促進することで、地域防災力の向上を図ります。</p> <p>〈施策名：(112) 防災・減災対策を進める体制づくり〉</p> <p>1 (一部新) 新たな防災・減災対策推進事業 【(11201) 防災・減災対策の推進】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 「三重県新地震・津波対策行動計画」及び「三重県新風水害対策行動計画」を一本化した新たな行動計画「三重県防災・減災対策行動計画(仮称)」を策定します。また、「DONETを活用した津波予測・伝達システム」について県南部地域への展開を進めるとともに、「三重県版タイムライン(仮称)」を策定します。</p> <p>2 地域減災対策推進事業 【(11201) 防災・減災対策の推進】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 南海トラフや内陸活断層による地震・津波及び台風・局地的豪雨等による土砂災害をはじめとする風水害に備えるため、市町が実施する避難所の総合的な整備、洪水・土砂災害避難対策、災害時要援護者避難対策などの地域特性に応じた防災・減災対策を支援します。 また、津波避難施設整備等に対する支援制度により、県北部海拔ゼロメートル地帯における津波避難対策を促進します。</p>	<p>25,000</p> <p>1,988</p> <p>19,251</p> <p>89,142</p>

(単位：千円)

政策名、施策名及び事業の内容	予算額
<p>3 防災訓練費</p> <p style="text-align: right;">【(11202) 災害対策活動体制の充実・強化】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>大規模地震や風水害などを想定した大規模災害発生時の応急対策、応急復旧等に係る実践的な防災訓練を行い、県、市町、防災関係機関及び地域住民が一体となった防災対策の推進を図ります。</p>	1,691
<p>4 (一部新) 災害対応力強化事業</p> <p style="text-align: right;">【(11202) 災害対策活動体制の充実・強化】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>南海トラフ地震等の大規模災害時に、国や他県、関係機関等の支援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるため、「三重県広域受援計画(仮称)」を策定します。また、局地的豪雨や台風、地震等をはじめとする自然災害に備えるため、体制整備や関係機関との連携を通じて災害対応力を強化します。</p>	50,542
<p>5 (一部新) 広域防災拠点施設整備事業</p> <p style="text-align: right;">【(11202) 災害対策活動体制の充実・強化】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>大規模災害発生時の県内への広域的な応援・受援体制の拠点としての役割を担う北勢広域防災拠点を整備するための舗装工事や資機材整備等を実施します。また、広域自治体としてセーフティネットの役割を担うため、新たに発災当初に必要な食料や水を一定量備蓄します。</p>	202,046
<p>6 防災ヘリコプター運航管理費</p> <p style="text-align: right;">【(11202) 災害対策活動体制の充実・強化】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>機体の更新を行った防災ヘリコプター「みえ」の供用を開始し、本県消防防災体制の強化を図ります。</p>	299,087
<p>7 国民保護対策費</p> <p style="text-align: right;">【(11202) 災害対策活動体制の充実・強化】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>三重県国民保護協議会を開催するとともに、関係機関と連携して国民保護訓練を実施します。</p>	549
<p>8 防災行政無線整備事業</p> <p style="text-align: right;">【(11203) 迅速な対応に向けた防災情報の共有化】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>防災通信ネットワークについて、有線系通信設備機器等のサポート終了に伴う再整備等を行います。</p>	40,000

(単位：千円)

政策名、施策名及び事業の内容	予算額
<p>9 防災情報プラットフォーム事業</p> <p>【(11203) 迅速な対応に向けた防災情報の共有化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>新しく構築した防災情報プラットフォームの運用を開始し、防災情報システムによる災害情報の収集や災害対応を行うとともに、県民に対し、「防災みえ.jp」ホームページによる気象情報や地図等を活用したわかりやすい防災情報の提供や、メール等配信サービスによる気象情報の提供を行います。</p>	37,336
<p>10 消防行政指導事業</p> <p>【(11208) 消防救急体制の充実・強化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費)</p> <p>県内各市町の消防団で構成される三重県消防協会の諸事業等の円滑な実施を通じて、消防団員の確保や消防団の活性化等に取り組みます。</p>	8,598
<p>11 高圧ガス指導事業</p> <p>【(11209) 高圧ガス等の保安の確保】 (第2款 総務費 第8項 防災費 3 銃砲火薬ガス等取締費)</p> <p>高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガス事業所等の保安管理に関する指導を徹底するとともに、許認可申請に対する審査及び保安検査、立入検査の強化によって安全を確保します。</p>	21,520
<p>《政策名：命を守る》</p>	
<p>〈施策名：(121) 地域医療提供体制の確保〉</p>	
<p>1 救急救命活動向上事業</p> <p>【(12103) 救急医療等の確保】 (第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費)</p> <p>救命率の向上に向け、メディカルコントロール体制の下で、指導救命士の養成講習や救急救命士が行う特定行為を円滑に行うための講習等を実施します。</p>	3,692
<p>《行政運営の取組》</p>	
<p>〈行政運営2：行財政改革の推進による県行政の自立運営〉</p>	
<p>1 危機管理推進事業</p> <p>【(40201) 自立的な県行政の運営】 (第2款 総務費 第2項 企画費 5 危機管理費)</p> <p>危機発生 of 未然防止に努めるとともに、危機発生時に迅速・的確な対応ができるよう、職務に応じた職員研修などを行います。</p>	1,486